

○西粟倉村移住者定住住宅総合確保事業補助金交付要綱

平成28年3月10日要綱第4号

改正

平成29年3月13日要綱第8号

西粟倉村移住者定住住宅総合確保事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、西粟倉村への移住者定住の促進を目的とした空家改修、取得並びに空き土地の確保の場合に、移住者定住住宅総合確保事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

**第2条** この補助金は、西粟倉村への定住促進を図るとともに、空家、空き土地の有効活用と地域の活性化に資することを目的とする。

(定義)

**第3条** この要綱に定める用語は次のとおり定義する。

- (1) 西粟倉村移住者定住住宅総合確保事業 移住者定住住宅確保のための次の事業の総称
  - ア 空家大規模改修事業
  - イ 空家躯体・上下水道設備改修事業
  - ウ 空家造作・付帯設備改修及び片付け支援事業
  - エ 空家下水道整備支援事業
  - オ 空家改修調査設計支援事業
  - カ 空家及び空き土地寄附促進事業
  - キ 空家改修仲介支援事業
- (2) 移住者 次に掲げる者
  - ア 現に村内に住所を有していない18歳以上の者
  - イ 村内に住所を有して6月を経過しない18歳以上の者
  - ウ 村外に5年以上居住している者（村内に住所を有して6月を経過しない者にあつては、住所を有する前に村外に5年以上居住していた者）
  - エ その他、村長が移住者と認めるべき特別の事情のある者
- (3) 空家 西粟倉村空き家バンク設置要綱（平成29年9月14日要綱第23号）に基づく、空き家バンクに登録した物件
- (4) 移住者定住賃貸住宅 人の居住のように供する家屋で西粟倉村移住者定住住宅総合確保事業を活用して整備、獲得した賃貸住宅
- (5) 空家及び空き土地買取事業 継続的な管理ができない空家及び土地を移住者向け住宅として活用するため100万円を上限として村が買取を行う事業
- (6) 空家及び空き土地寄附促進事業 継続的な管理ができない空家及び土地を移住者向け住宅又は住宅用地として活用するため、村が除却を行う所有者に補助、所有者が空家を除却した土地について、村が所有者から寄附を受ける事業

(補助対象者)

**第4条** 補助の対象者は、所有者（法人を含む）又は相続人全ての同意を得た代表相続人（以下「所有者等」という。）とする。所有者等から空家を借り受ける地域自主組織、自治会等

及び法人についてもこの補助の対象者とする。ただし、前条第1項第1号キに規定する事業については、村内に住所を有する個人、法人、地域自主組織及び自治会等とする。

(補助対象経費及び補助金額)

**第5条** 補助対象経費及び補助金額は別表のとおりとし、予算の範囲内において交付する。

2 空家の改修を行う施工業者は、村内に事務所、事業所を有する法人、個人事業所に限るものとする。

3 空き家の改修は、同一物件に対して1回限りとし、住宅の機能向上のために行う修繕、模様替え及び設備改善に限るものとする。

(補助金の交付申請)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、西粟倉村移住者定住住宅総合確保事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、村長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

**第7条** 村長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、規則に定める交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

**第8条** 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、西粟倉村移住者定住住宅総合確保事業補助金変更・中止（廃止）申請書（様式第3号）により村長の承認を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の承認をした場合に準用する。

(実績報告)

**第9条** 交付決定者は、事業が完了したときは、速やかに、西粟倉村移住者定住住宅総合確保事業補助金完了報告書（様式第4号）に必要な書類を添付し、村長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

**第10条** 村長は、前条の規定による報告書の提出があった場合において、当該報告書に係る事業の成果を適当と認めるときは、補助金を交付する。

2 交付決定者は、村から補助金確定の連絡を受けた後、請求書（様式第5号）を提出する。

(活用状況の確認及び指示)

**第11条** 村長は、当該事業により改修を行った住宅（以下「対象住宅」という。）の活用状況について年度末に確認し、適正な活用について必要な指示を行うことができる。

2 交付決定者は、前項の確認に協力する義務を負う。

(交付の取り消し等)

**第12条** 村長は、交付決定者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは交付決定額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 対象住宅を交付日から10年未満で取り壊し、又は売却したとき。

(2) 交付日から10年未満で移住者住宅としての利用を1年以上休止又は中止したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この告示の規定に違反したとき。

(委任)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱の第4条から第10条の規定は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

**附 則** (平成29年3月13日要綱第8号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

**別表** (第5条関係)

補助対象経費	補助金額
空家大規模改修事業 改修後、移住者定住賃貸住宅として活用するための改修補助。国庫補助等を併用して補助。 10年間賃貸住宅として活用。 村が紹介した者に賃貸する。 家賃は原則2万円 本要綱に定める他の補助との併用は不可。	100万円以上350万円以内の実費。
空家躯体・上下水道設備改修事業 改修後、移住者定住賃貸住宅として活用するための改修であって、建物の躯体及び上下水道設備にかかる改修に対する補助。 10年間賃貸住宅として活用。 村が紹介した者に賃貸する。 家賃は原則2万円。 本要綱に定める空家造作・付帯設備改修及び片付け支援事業、空家下水道整備支援事業、空家改修調査設計支援事業及び空家改修仲介支援事業との併用可。	70万円以内の実費。
空家造作・付帯設備改修及び片付け支援事業 改修後、移住者定住賃貸住宅として活用するための改修であって、建物の造作及び付帯設備にかかる改修、及び敷地内の物品の片付け作業に対する補助。	45万円以内の実費

<p>(1)10年間賃貸住宅として活用。 村が紹介した者に賃貸する。 家賃は原則2万円。 本要綱に定める空家躯体・上下水道設備改修支援事業、空家下水道整備支援事業、空家改修調査設計支援事業及び空家改修仲介支援事業との併用可。</p>	
<p>空家下水道整備支援事業 改修後、移住者定住賃貸住宅として活用するための改修であって、建物から下水公共柵までの配管等の設備を整備する工事に対する補助。 (1)10年間賃貸住宅として活用。 村が紹介した者に賃貸する。 家賃は原則2万円。 (4)本要綱に定める空家躯体・上下水道設備改修支援事業、空家造作・付帯設備改修及び片付け支援事業、空家改修調査設計支援事業及び空家改修仲介支援事業との併用可。</p>	<p>30万円以内の実費。</p>
<p>空家改修調査設計支援事業 空家躯体・上下水道設備改修事業、空家造作・付帯設備改修及び片付け支援事業及び空家下水道整備支援事業にかかる調査設計に対する補助。空家躯体・上下水道設備改修事業、空家造作・付帯設備改修及び片付け支援事業又は空家下水道整備支援事業（これらを複数併用した補助を含む）と併せて利用しなければならない。</p>	<p>空家躯体・上下水道設備改修事業、空家造作・付帯設備改修及び片付け支援事業及び空家下水道整備支援事業の補助額の合計に100分の10を乗じた金額以内の実費。ただし、1円未満の端数がある場合はそれを切り捨てた額とする。</p>
<p>空家及び空地寄付促進事業 土地を村へ寄附すること目的とした当該土地上に存する建物の除却及び片付けに必要な費用の補助</p>	<p>100万円以内の実費。ただし、建物の除却を伴わない場合は45万円以内の実費とする。</p>
<p>空家改修仲介支援事業 本要綱に定める空家大規模改修事業、空家躯体第・上下水道設備改修事業、空家造</p>	<p>2万円以内の実費。</p>

<p>作・付帯設備改修及び片付け支援事業又は空家下水道整備支援事業を促進するために、空家所有者と村及び改修事業者との仲介を行った者に対する仲介費用の補助。</p>	
-----------------------------------------------------------------------------------	--

様式第1号 (第6条関係)

様式第1号(第6条関係)

補助金等交付申請書

年 月 日

西栗倉村長

様

申請者 住所及び所在地  
氏名又は団体名  
及び代表者氏名

㊦

西栗倉村移住者定住住宅総合確保事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

なお、添付書類のうち評価証明書及び登記記載事項証明書の交付については、村にこれを委任します。

補助年度	年度	補助金等の名称	西栗倉村移住者定住住宅総合確保事業補助金
補助事業等の名称		<input type="checkbox"/> 空家大規模改修事業 <input type="checkbox"/> 空家小規模改修事業 <input type="checkbox"/> 空家提供者帰村支援事業 <input type="checkbox"/> 空家提供者片付け支援事業 <small>※該当事業を■のように塗りつぶしてください。</small>	
補助事業等の目的及び内容		移住者定住住宅として空家等の提供を行い、住環境の充実に資する。	
補助事業等の効果		新たな住宅が提供されることにより、移住者の住まいを確保することができる。	
補助事業等の経費所要額			円
補助事業等交付申請額			円
補助事業等の施行場所及び対象物件		所在地：岡山県英田郡西栗倉村 番地 建物 種別・面積・所有者 土地 地目・面積・所有者 <small>※物件すべてについて記載すること。</small>	
補助事業等の着手及び完了予定年月日	着 手	年 月 日	
	完 了	年 月 日	
添付書類 1 事業計画書 2 対象物件が分かる評価証明書の写し 3 対象物件の権利が分かる登記記載事項証明書の写し 4 見積書 5 関係者の同意書			

同意証明書

西栗倉村移住者定住住宅総合確保事業補助金交付要綱第6条の規定により、平成  
年 月 日付けで提出した交付申請の内容については、下記の権利所有者の同意及び  
委任を受けていることを証明します。

平成 年 月 日

申請者：

印

---

同意書 兼 委任状

西栗倉村移住者定住住宅総合確保事業補助金交付要綱第6条の規定により、申請  
者 が平成 年 月 日付けで提出した交付申請の内容について  
事業実施に同意し、事業実施及び補助金の交付等全ての内容について、申請者  
に委任します。

委任者 住所：  
氏名： 印

※権利を所有する方全ての同意をお願いします。

様式第2号 (第7条関係)

様式第2号(第7条関係)

指令 第 号

補助金等交付決定通知書

年 月 日

様

西栗倉村長



年 月 日付けで申請のありました補助金等については、次のとおり決定しましたので、西栗倉村移住者定住住宅総合確保事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金等の名称	西栗倉村移住者定住住宅総合確保事業補助金
補助事業等の名称		<input type="checkbox"/> 空家大規模改修事業 <input type="checkbox"/> 空家小規模改修事業 <input type="checkbox"/> 空家提供者帰村支援事業 <input type="checkbox"/> 空家提供者片付け支援事業 <small>※該当事業を■のように塗りつぶしてください。</small>	
補助対象金額		円	
交付決定額		円	
交付条件 1 交付の目的外に使用しないこと。 2 事業内容の変更等(軽微なものを除く)をする場合は、あらかじめ村長の承認を受けること。 3 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業等の遂行が困難になった場合は、遅滞なく報告して指示を受けること。 4 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を村長の承認を受けずに交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。 5 事業が完了したときは、実績報告書を提出すること。 6 経費の収支を明らかにした書類、帳簿を5箇年間整備しておくこと。 7 (事業別特記事項)			

注 上記の交付決定に不服のある場合は、この通知書受領の日から7日以内に文書で申請の取下げをしてください。

様式第3号 (第8条関係)

様式第3号(第8条関係)

補助事業等計画変更・中止(廃止)承認申請書

年 月 日

西栗倉村長

様

申請者 住所及び所在地  
氏名又は団体名  
及び代表者氏名



西栗倉村移住者定住住宅総合確保事業補助金第8条の規定により、次のとおり申請します。

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	指 令 第 号
補 助 年 度	年 度	補助金等の名称	西栗倉村移住者定住住宅 総合確保事業補助金
補 助 事 業 等 の 名 称		<input type="checkbox"/> 空家大規模改修事業 <input type="checkbox"/> 空家小規模改修事業 <input type="checkbox"/> 空家提供者帰村支援事業 <input type="checkbox"/> 空家提供者片付け支援事業 <small>※該当事業を■のように塗りつぶしてください。</small>	
補 助 事 業 等 の 目 的 及 び 内 容		変 更 前	
		変 更 後	
変 更 又 は 中 止 ( 廃 止 ) の 理 由			
変 更 又 は 中 止 ( 廃 止 ) の 年 月 日		年 月 日 ( 予 定 )	
添 付 書 類		1 変更事業計画書 2 変更収支予算書又はこれに代わる書類 3 変更実施設計書 4 その他の書類	

様式第4号 (第9条関係)

様式第4号(第9条関係)

補助事業等実績報告書

年 月 日

西栗倉村長

様

申請者 住所及び所在地  
氏名又は団体名  
及び代表者氏名

㊟

西栗倉村移住者定住住宅総合確保事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	指 令 第 号
補 助 年 度	年 度	補助金等の名称	西栗倉村移住者定住住宅総合確保事業補助金
補助事業等の名称	<input type="checkbox"/> 空家大規模改修事業 <input type="checkbox"/> 空家小規模改修事業 <input type="checkbox"/> 空家提供者帰村支援事業 <input type="checkbox"/> 空家提供者片付け支援事業 <small>※該当事業を■のように塗りつぶしてください。</small>		
補助事業等の施行場所			
着 手 年 月 日	年 月 日	完 了 年 月 日	年 月 日
補助金等の経費精算額	円		
補助金等の交付決定通知額	円		
補助金等の既交付額	円		
補助事業等の経過及び内容			
添付書類 1 収支決算書(見込額) 2 完成写真(工事施行の場合) 3 その他の書類			

様式第5号 (第10条関係)

様式第5号(第10条関係)

補助金等交付請求書

年 月 日

西栗倉村長 様

申請者 住所又は所在地  
氏名又は団体名  
及び代表者氏名



西栗倉村移住者定住住宅総合確保事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	指 令 第 号
補 助 年 度	年 度	補助金等の名称	西栗倉村移住者定住住宅 総合確保事業補助金
補 助 事 業 等 の 名 称		<input type="checkbox"/> ①空家大規模改修事業 <input type="checkbox"/> ②空家小規模改修事業 <input type="checkbox"/> ③空家提供者帰村支援事業 <input type="checkbox"/> ④空家提供者片付け支援事業  ※該当事業を■のように塗りつぶしてください。	
交 付 決 定 通 知 額		円	
交 付 確 定 額		円	
補 助 金 等 の 既 交 付 額		年 月 日交付 計	円 円
今 回 交 付 請 求 額		円	
未 交 付 額		円	
添 付 書 類		補助金等交付決定通知書の写し	
補 助 金 の 振 込 口 座		金融機関名 種 別 口座番号 口座名義	